

川 介 発 第 1 1 6 号
令和 7 年 7 月 2 3 日

有料老人ホーム運営事業者の代表者及び管理者・施設長 各位

川口市福祉部介護保険課長（公印省略）

有料老人ホーム情報公表に係る重要事項説明書の様式について（依頼）

本市の高齢者福祉の推進につきまして、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、老人福祉法の規定により、経営状況報告で提出された調査票や重要事項説明書は、インターネット等で公表することとなっているため、当市ではこれまで市ホームページへ掲載をしておりましたが、今年度から厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）」に掲載することといたしました。

情報公表システムへ掲載するためには、専用の重要事項説明書が必要となります。つきましては、市が指定した専用様式で作成し提出いただきますようお願いいたします。また、変更届等で市へ重要事項説明書を提出する場合も、今後は専用様式でご提出ください。

なお、専用様式では、法令上公表が義務付けられていない項目（例：協力医療機関名称）がございます。公表したくない情報がありましたら、経営状況報告の調査票にてその旨ご回答ください。

※利用者へ配布する重要事項説明書は、従来通り事業者が作成した任意様式をご使用いただいても構いませんが、行政へ提出する専用様式と事業者が作成した任意様式で記載内容に相違のないようご注意ください。

（参考）

○介護サービス情報公表システム URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

※現時点で、埼玉県内で公表している自治体はありませんので、他の都道府県を選択後、「有料老人ホームを検索する」をクリックしてください。

○専用様式で法令上公表が義務付けられている項目

別紙参照

<問い合わせ先>

川口市福祉部介護保険課事業者係

電話：048-259-7293

(別紙) 経営状況等報告で市がインターネット等で公表することを義務付けられている項目

老人福祉法施行規則

別表（第二十一条の二関係）

一 有料老人ホームの設置者に関する事項

設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項

イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 有料老人ホームの類型

ハ 施設の竣工年月日

ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日

ホ 施設までの主な利用交通手段

ヘ 居室の状況

ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無

三 介護等の内容に関する事項

イ 当該報告に係る介護等の内容等

ロ 入居対象となる者

ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績

ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

四 当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項

五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況

六 その他都道府県知事が必要と認める事項